

下水道管路施設業務委託共通仕様書（平成 29 年 12 月）改定比較表

頁	改定前（平成 28 年 12 月）	頁	改定後（平成 29 年 12 月）
1	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 節 諸法規の遵守</p> <p>1 業務の施行にあたっては、次に掲げる法令のほか関連する法令、通達、条例、規則および規程を遵守しなければならない。</p> <p>(8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別置特別措置法</p>	1	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 節 諸法規の遵守</p> <p>1 業務の施行にあたっては、次に掲げる法令のほか関連する法令、通達、条例、規則および規程を遵守しなければならない。</p> <p>(8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別置特別措置法</p>
3	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 6 節 作業時間</p> <p>2 交通頻繁な道路で、特に指定された路線の作業については、監督員の承諾を得て、夜間作業または昼夜間連続作業によるものとし、作業時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 夜間作業は原則として、午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。</p> <p>(2) 昼夜間連続作業は、着手から完了まで昼夜連続して作業する。</p>	3	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 6 節 作業時間</p> <p>2 交通頻繁な道路で、特に指定された路線の作業等については、監督員の承諾を得て、夜間作業または昼夜間連続作業によるものとする。とし、作業時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 夜間作業は原則として、午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。</p> <p>(2) 昼夜間連続作業は、着手から完了まで昼夜連続して作業する。</p>
4	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 8 節 現場体制</p> <p>2 前項のほか必要に応じ、酸素欠乏危険作業主任者および各種法令などによる責任者を定め、当該作業中は現場に常駐させその業務に従事させる。</p>	4	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 8 節 現場体制</p> <p>2 前項のほか必要に応じ、酸素欠乏危険作業主任者および各種法令などによる責任者を定め、当該作業中は現場に常駐させその業務に従事させる。また、清掃業務においては（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、主任技士、専門技士（清掃部門）各 1 名に従事させること。調査業務においては（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、主任技士、専門技士（調査部門）各 1 名に従事させること。ただし、主任技士、専門技士（清掃部門）及び、専門技士（調査部門）は、各部門の資格を有する場合には兼ねることができる。</p>

<p>6</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第16節 安全施行</p> <p>1 業務の施行にあたり、次に該当する場合は、「局地的な大雨に対する下水道施設内作業の安全確保に関する特記仕様書」を適用する。</p> <p>なお、特記仕様書は当局ホームページよりダウンロードすること。</p> <p>(1) 内径800mm以上の下水道管きょ及びこれに接続する人孔等の下水道施設内で行う業務</p> <p>(2) 上記以外の下水道施設で、特に監督員の指示する場所で行う業務</p>	<p>6</p> <p>第1章 総則</p> <p>第16節 安全施行</p> <p>1 業務の施行にあたり、「安全施工技術指針」が適用となる清掃及び調査等の場合は、次に該当する場合は、「局地的な大雨に対する下水道施設内作業の安全確保に関する特記仕様書」を適用する。</p> <p>なお、特記仕様書は当局ホームページよりダウンロードすること。</p> <p>(1) 内径800mm以上の下水道管きょ及びこれに接続する人孔等の下水道施設内で行う業務</p> <p>(2) 上記以外の下水道施設で、特に監督員の指示する場所で行う業務</p> <p>2 下水管路施設業務委託のうち、下記の内容は原則として「局地的な大雨に対する下水道施設内作業の安全確保に関する特記仕様書」を適用するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 本管調査業務委託（簡易調査を含む）</p> <p>(2) 人孔調査業務委託</p> <p>(3) 堰室調査業務委託</p> <p>(4) 腐食調査業務委託</p> <p>(5) 本管清掃業務委託</p>
----------	---	---

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">追加</div>	7	<p>第1章 総則</p> <p>第19節 障害者差別解消の推進</p> <p>1 受注者は、契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。</p> <p>2 1に定めるもののほか、受注者は、契約の履行に当たり、業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。</p>
14	<p>第3章 業務共通事項</p> <p>第3節 調査共通事項</p> <p>2 調査報告</p> <p>(1) 報告図書は、名古屋市上下水道局下水道台帳管理システム（以下、「下水道台帳管理システム」という。）などに反映されるため、誤記のないようにする。</p>	15	<p>第3章 業務共通事項</p> <p>第3節 調査共通事項</p> <p>2 調査報告</p> <p>(1) 報告図書は、名古屋市上下水道局下水道台帳管理システム上下水道マッピングシステム（以下、「マッピングシステム下水道台帳管理システム」という。）などに反映されるため、誤記のないようにする。</p>

18	<p>第3章 業務共通事項 第4節 清掃共通事項 2 本管清掃</p> <p>(1) 報告図書は、次の項目に基づき作成し、提出する。 ア 次の事項が確認された場合は、すみやかに監督員に報告するとともに、第9章「報告書作成要領」第1節「共通事項」12「別途報告事項」に準じた報告図書を作成する。 (イ) 管の勾配不良、蛇行等により滞流のある箇所</p>	19	<p>第3章 業務共通事項 第4節 清掃共通事項 2 本管清掃</p> <p>(1) 報告図書は、次の項目に基づき作成し、提出する。 ア 次の事項が確認された場合は、すみやかに監督員に報告するとともに、第9章「報告書作成要領」第1節「共通事項」12「別途報告事項」に準じた報告図書を作成する。 (イ) 管の勾配不良、蛇行等により滞水流のある箇所</p>
21	<p>第3章 業務共通事項 第5節 その他 2 施設番号は、下水道台帳管理システムの施設番号(10桁)とする。</p>	22	<p>第3章 業務共通事項 第5節 その他 2 施設番号は、マッピングシステム下水道台帳管理システムの施設番号(10桁)とする。</p>
25	<p>第4章 本管調査 第1節 施行一般 4 本管調査詳細事項</p> <p>(3) テレビカメラによる調査は、本管内に本管調査用テレビカメラを挿入し、移動しながら直視撮影を行い、映像記録媒体に記録する。管内の異常および取付管については、側視撮影にて映像記録媒体に記録する。</p>	26	<p>第4章 本管調査 第1節 施行一般 4 本管調査詳細事項</p> <p>(3) テレビカメラによる調査は、アまたはイのいずれかの方法とする。本管内に本管調査用テレビカメラを挿入し、移動しながら直視撮影を行い、映像記録媒体に記録する。管内の異常および取付管については、側視撮影にて映像記録媒体に記録する。 ア 本管内に本管調査用テレビカメラを挿入し、移動しながら直視撮影を行い、映像記録媒体に記録する。管内の異常および取付管については、側視撮影にて映像記録媒体に記録する。 イ 本管内に本管調査用展開筒化式(広角)テレビカメラを挿入し、移動しながら撮影を行い、映像記録媒体に記録する。</p>

第4章 本管調査

第2節 評価及び判定



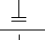

表4-2 評価の基準 (TV調査)

症 状		表示記号	評 価			
			重度 (4)			
1 破損		☆	欠落・座屈・断面のズレを伴う破損 裏土が見えるもの			
	クラック		幅	3mm以上		
			軸方向		管長の50%以上	
			円周方向		全円周	
2 接合不良	段差		管厚以上			
	隙間		5cm以上			
	パッキン		円周の25%以上はみ出している			
3 腐食	(陶管は除く)		鉄筋が露出した状態			
4 浸入水			吹き出る 土砂の流出を伴う			
5 木根侵入			木根径が管径の5%程度			
			管上部に管断面の50%以上侵入 管下部に管断面の10%以上侵入			
6 付着物	モルタル		管径の30%以上			
	油脂など		管径の50%以上			
7 土砂堆積			-			
8 貫通			管断面の10%以上			
9 弛み			管径の50%以上			
	蛇行		管径以上			
	逆勾配		逆流している			
10 その他		?	維持管理に重大な妨げとなる			
11 取付不良	突き出し		管径の50%以上			
	接続部		裏土が見える			
	破損など		取付管の破損欠落などにより裏土が見える 維持管理に重大な妨げとなる			

第4章 本管調査

第2節 評価及び判定

表4-2 評価の基準 (TV調査)

症 状		表示記号	評 価			
			重度 (4)			
1 破損		☆	欠落・座屈・断面のズレを伴う破損 裏土が見えるもの			
	クラック		幅	3mm以上		
			軸方向		管長の50%以上	
			円周方向		全円周	
2 接合不良	段差		管厚以上			
	(接合不良による)隙間		接合不良による隙間5cm以上			
	パッキン		円周の25%以上はみ出している			
3 腐食	(陶管は除く)		鉄筋が露出した状態			
4 浸入水			吹き出る 土砂の流出を伴う			
5 木根侵入			木根径が管径の5%程度			
			管上部に管断面の50%以上侵入 管下部に管断面の10%以上侵入			
6 付着物	モルタル		管径の30%以上			
	油脂など		管径の50%以上			
7 土砂堆積			-			
8 貫通			管断面の10%以上			
9 弛み			管径の50%以上			
	蛇行		管径以上			
	逆勾配		逆流している			
10 その他		?	維持管理に重大な妨げとなる			
11 取付不良	突き出し		管径の50%以上			
	接続部		裏土が見える			
	破損など		取付管の破損欠落などにより裏土が見える 維持管理に重大な妨げとなる			

症状	評 価		良好(1)
	中度 (3)	軽度 (2)	
1	ソケット内に収まる程度の破損・欠落 裏土が見えないもの	軽微な剥離	
	3mm未満・1mm以上	1mm未満	
	管長の50%未満・25%以上	管長の25%未満	
	—	—	
2	—	管厚未満	
	—	5cm未満	
	継手下部に円周の25%未満はみ出している	継手上部に円周の25%未満はみ出している	
3	骨材が露出した状態	表面が荒れた状態	評価2〜4に該当しないもの
4	流れる	にじむ	
5	管上部に管断面の50%未満・10%以上侵入 管下部に管断面の10%未満侵入	管上部に管断面の10%未満侵入	
	管径の30%未満・10%以上	管径の10%未満	
6	管径の50%未満・10%以上	管径の10%未満	
	—	—	
7	—	—	
8	管断面の10%未満	—	
9	管径の50%未満・25%以上	管径の25%未満	
	管径未満・管径の50%以上	管径の50%未満	
	管径の50%程度滞水している	管勾配がない	
10	維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	
11	管径の50%未満・10%以上	管径の10%未満・1cm以上	
	支管不使用	支管と取付管がズレている	
	取付管・支管にクラック・浸入水が見られる 維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	

症状	評 価		良好(1)
	中度 (3)	軽度 (2)	
1	ソケット内に収まる程度の破損・欠落 裏土が見えないもの	軽微な剥離	
	3mm未満・1mm以上	クラックがあり、1mm未満	
	管長の50%未満・25%以上	クラックがあり、管長の25%未満	
	—	—	
2	—	接合不良があり、管厚未満	
	—	接合不良による隙間があり、5cm未満	
	継手下部に円周の25%未満はみ出している	パッキンのはみ出しがあり、継手上部に円周の25%未満はみ出している	
3	骨材が露出した状態	表面が荒れた状態	評価2〜4に該当しないもの
4	流れる	にじむ	
5	管上部に管断面の50%未満・10%以上侵入 管下部に管断面の10%未満侵入	管上部に管断面の10%未満侵入	
	管径の30%未満・10%以上	モルタル付着があり、管径の10%未満	
6	管径の50%未満・10%以上	油脂付着があり、管径の10%未満	
	—	—	
7	—	—	
8	管断面の10%未満	—	
9	管径の50%未満・25%以上	弛みがあり、管径の25%未満	
	管径未満・管径の50%以上	蛇行があり、管径の50%未満	
	管径の50%程度滞水している	管勾配がない	
10	維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	
11	管径の50%未満・10%以上	管径の10%未満・1cm以上	
	支管不使用	支管と取付管がズレている	
	取付管・支管にクラック・浸入水が見られる 維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	

表4-3 評価の基準（目視調査）

症 状		表示単位	評 価	
			重 度 (4)	
1	破損	c m	鉄筋の露出した剝離断面のズレを伴い裏土が見えるもの	
	クラック	幅	m m	5mm以上
		軸方向	c m	管長の50%以上
		円周方向	c m	全円周
2	接合不良	段差	c m	管厚以上
	隙間	c m	継手間隔があり裏土が見える	
	パッキン	—	—	
3	腐食	—	鉄筋が露出した状態	
		m m	中性化深さが最小内寸の2%以上	
4	浸入水	—	吹き出る土砂の流出を伴う	
5	木根侵入		幹根がある	
6	付着物	モルタル	c m	内寸高の30%以上
		油脂など	c m	最小内寸の30%以上
7	土砂堆積	c m	内寸高の30%以上	
8	貫通	%	管断面の10%以上	
9	弛み	1500mm未満	c m	管径の50%以上
		1500mm以上	c m	80cm以上
	蛇行	—	—	
	逆勾配	—	逆流している	
10	その他	—	維持管理に重大な妨げとなる	
11	取付不良	突き出し	c m	30cm以上
		接続部	—	裏土が見える
		破損など	—	取付管の破損欠落などにより裏土が見える維持管理に重大な妨げとなる

表4-3 評価の基準（目視調査）

症 状		表示単位	評 価	
			重 度 (4)	
1	破損	c m	鉄筋の露出した剝離断面のズレを伴い裏土が見えるもの	
	クラック	幅	m m	5mm以上
		軸方向	c m	管長の50%以上
		円周方向	c m	全円周
2	接合不良	段差	c m	管厚以上
		(接合不良による)隙間	c m	継手間隔があり裏土が見える
		パッキン	—	—
3	腐食	—	鉄筋が露出した状態	
		m m	中性化深さが最小内寸の2%以上	
4	浸入水	—	吹き出る土砂の流出を伴う	
5	木根侵入		幹根がある	
6	付着物	モルタル	c m	内寸高の30%以上
		油脂など	c m	最小内寸の30%以上
7	土砂堆積	c m	内寸高の30%以上	
8	貫通	%	管断面の10%以上	
9	弛み	1500mm未満	c m	管径の50%以上
		1500mm以上	c m	80cm以上
	蛇行	—	—	
	逆勾配	—	逆流している	
10	その他	—	維持管理に重大な妨げとなる	
11	取付不良	突き出し	c m	30cm以上
		接続部	—	裏土が見える
		破損など	—	取付管の破損欠落などにより裏土が見える維持管理に重大な妨げとなる

症状	評 価		
	中度 (3)	軽度 (2)	良好(1)
1	鉄筋の露出に到らない剥離 断面のズレを伴うが裏土が見えないもの	軽微な剥離	評価2 〜 4に 該当 しない もの
	5mm未満・3mm以上	3mm未満	
	管長の50%未満・25%以上	管長の25%未満	
	—	—	
2	—	管厚未満・2cm以上	
	—	受け口の掛かり未満	
	—	—	
3	骨材が露出した状態	表面が荒れた状態	
	中性化深さが最小内寸の2%未満・1%以上	中性化深さが最小内寸の1%未満・0.5%以上	
4	—	管壁を流れる	
5	スダレ状にひげ根がある	ひげ根がある	
6	内寸高の30%未満・10%以上	内寸高の10%未満	
	最小内寸の30%未満・10%以上	最小内寸の10%未満	
7	内寸高の30%未満・10%以上	内寸高の10%未満	
8	管断面の10%未満	—	
9	管径の50%未満・25%以上	管径の25%未満	
	80cm未満・40cm以上	40cm未満	
	—	—	
	滞水している	管勾配がない	
10	維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	
11	30cm未満・5cm以上	5cm未満・1cm以上	
	支管不使用	支管と取付管がズレている	
	取付管・支管にクラック・浸入水が見られる 維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	

症状	評 価		
	中度 (3)	軽度 (2)	良好(1)
1	鉄筋の露出に到らない剥離 断面のズレを伴うが裏土が見えないもの	軽微な剥離	評価2 〜 4に 該当 しない もの
	5mm未満・3mm以上	クラックがあり、3mm未満	
	管長の50%未満・25%以上	クラックがあり、管長の25%未満	
	—	—	
2	—	管厚未満・2cm以上	
	—	接合不良による隙間があり、受け口の掛かり 未満	
	—	—	
3	骨材が露出した状態	表面が荒れた状態	
	中性化深さが最小内寸の2%未満・1%以上	中性化深さが最小内寸の1%未満・0.5%以上	
4	—	管壁を流れる	
5	スダレ状にひげ根がある	ひげ根がある	
6	内寸高の30%未満・10%以上	モルタル付着があり、内寸高の10%未満	
	最小内寸の30%未満・10%以上	油脂があり、最小内寸の10%未満	
7	内寸高の30%未満・10%以上	土砂堆積があり、内寸高の10%未満	
8	貫通があり、管断面の10%未満	—	
9	管径の50%未満・25%以上	弛みがあり、管径の25%未満	
	80cm未満・40cm以上	弛みがあり、40cm未満	
	—	—	
	滞水している	管勾配がない	
10	維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	
11	30cm未満・5cm以上	5cm未満・1cm以上	
	支管不使用	支管と取付管がズレている	
	取付管・支管にクラック・浸入水が見られる 維持管理の妨げとなる	多少維持管理の妨げとなる	

<p>39</p>	<p>第4章 本管調査 第3節 調査不能</p> <p>2 障害物の除去が困難で、調査不能と監督員が判断した場合、協議のうえ次のとおり対応する。</p> <p>(1) 調査可能範囲がスパン延長の70%を超える場合、調査可能範囲内の調査延長で評価し判定する。</p> <p>(2) 調査可能範囲がスパン延長の70%以下の場合、調査可能範囲内の調査延長の評価のみを行う。</p> <p>(3) 本項(1)の場合、そのスパンは調査不能ではあるが調査ができたものとしてスパン延長を調査延長とする。本項(2)の場合、そのスパンは調査延長に含めない。</p> <p>3 調査不能があった場合は、第9章「報告書作成要領」第1節「共通事項」12「別途報告事項」に準じた報告図書を作成する。また、本管調査図(調査結果図)には調査不能箇所であることを明示する。なお、部分補修の箇所がある場合は、その数について記入する。</p>	<p>40</p>	<p>第4章 本管調査 第3節 調査不能</p> <p>2 障害物の除去が困難で、調査不能と監督員が判断した場合、協議のうえ次のとおり対応する。</p> <p>(1) 調査可能範囲がスパン延長の70%を超える場合、調査可能範囲内の調査延長で評価し判定する。</p> <p>(2) 調査可能範囲がスパン延長の70%以下の場合、調査可能範囲内の調査延長の評価のみを行う。</p> <p>(3) 本項(1)の場合、そのスパンは調査不能ではあるが調査ができたものとしてスパン延長を調査延長とする。本項(2)の場合、そのスパンは調査延長に含めない。</p> <p>3 調査不能があった場合は、第9章「報告書作成要領」第1節「共通事項」12「別途報告事項」に準じた報告図書および第2節「本管調査」5「本管調査不能箇所」を作成する。また、本管調査図(調査結果図)には調査不能箇所であることを明示する。なお、部分補修の箇所がある場合は、その数について記入する。</p>
-----------	---	-----------	---

42 第5章 人孔調査
第2節 評価および判定

表5-1 評価の基準（人孔調査）

症状	評価	重度 (4)	軽度 (2)	良好 (1)
		破損	鉄蓋	
破損	高上げブロック	裏土が見える	軽微なはくり	
	上部・中部ブロック	裏土が見える	軽微なはくり	
	躯体ブロック	7°傾高の50%以上の長さのクラック	7°傾高の50%未満の長さのクラック	
	躯体現場打ち	裏土が見える 幅5mm以上または長さ壁高の50%以上のクラック	はくりあり 幅5mm未満または長さ壁高の50%未満のクラック	
	底版(インバート)	流下の妨げになる 底版なし	流下の妨げとならない	
腐食	鉄蓋	ふた裏全面が腐食しており、鋳出し表示が消滅している	—	
	上部・中部ブロック	骨材が露出した状態	表面が荒れた状態	
	躯体ブロック			
	躯体現場打ち	骨材がはがれ落ちる状態	骨材が露出した状態	
底版(インバート)				
浸入水	上部・中部ブロック	ふきでる	つたう	
	躯体ブロック			
	躯体現場打ち			
	底版(インバート)			
接合	高上げブロック	10cm以上のズレ	10cm未満のズレ	
	上部・中部ブロック	目地材の欠落		
	躯体ブロック	ズレあり	—	
貫通	上部・中部ブロック	防護なし	防護あり	
	躯体ブロック			
	躯体現場打ち			
種類	鉄蓋	平受蓋・コンクリート蓋 (蝶番式でないもの)	T-25以外で大型車両が人孔鉄蓋上を通過する可能性があるもの	
	高上げブロック	木片あり	レンガ・ブロックなど	
歪み	鉄蓋	車両通過時などに音や動きがある ふた開閉時に支障がある	—	
摩耗	鉄蓋	残存模様深さが3mm未満	—	
その他	すべての部位	維持管理の妨げになる	多少維持管理の妨げになる	

左の症状に該当しないもの

43 第5章 人孔調査
第2節 評価および判定

表5-1 評価の基準（人孔調査）

症状	評価	重度 (4)	軽度 (2)	良好 (1)
		破損	鉄蓋	
破損	高上げブロック	裏土が見える	軽微なはくり	
	上部・中部ブロック	裏土が見える	軽微なはくり	
	躯体ブロック	7°傾高の50%以上の長さのクラック	7°傾高の50%未満の長さのクラック	
	躯体現場打ち	裏土が見える 幅5mm以上または長さ壁高の50%以上のクラック	はくりあり 幅5mm未満または長さ壁高の50%未満のクラック	
	底版(インバート)	流下の妨げになる 底版なし	はくりあり 流下の妨げとならない	
腐食	鉄蓋	ふた裏全面が腐食しており、鋳出し表示が消滅している	—	
	上部・中部ブロック	骨材が露出した状態	表面が荒れた状態	
	躯体ブロック			
	躯体現場打ち	骨材がはがれ落ちる状態	骨材が露出した状態	
底版(インバート)				
浸入水	上部・中部ブロック	ふきでる	つたう	
	躯体ブロック			
	躯体現場打ち			
	底版(インバート)			
接合	高上げブロック	10cm以上のズレ	ズレあり 10cm未満のズレ	
	上部・中部ブロック	目地材の欠落		
	躯体ブロック	ズレあり	—	
貫通	上部・中部ブロック	防護なし	防護あり	
	躯体ブロック			
	躯体現場打ち			
種類	鉄蓋	平受蓋・コンクリート蓋 (蝶番式でないもの)	T-25以外で大型車両が人孔鉄蓋上を通過する可能性があるもの	
	高上げブロック	木片あり	レンガ・ブロックなど	
歪み	鉄蓋	車両通過時などに音や動きがある ふた開閉時に支障がある	—	
摩耗	鉄蓋	残存模様深さが3mm未満	—	
その他	すべての部位	維持管理の妨げになる	多少維持管理の妨げになる	

左の症状に該当しないもの

47	<p>第6章 取付管調査</p> <p>第1節 施行一般</p> <p>4 取付管調査詳細事項</p> <p>(9) 水栓番号は、監督員が指示する方法で調査する。</p>	47	<p>第6章 取付管調査</p> <p>第1節 施行一般</p> <p>4 取付管調査詳細事項</p> <p>(9) 水栓番号は、監督員が指示する方法で調査する。</p>
56	<p>第8章 清掃業務</p> <p>第2節 本管清掃</p> <p>3 本管清掃は、原則として下流から上流に向かい行う。</p> <p>4 土砂運搬は、原則として揚泥車とする。</p>	57	<p>第8章 清掃業務</p> <p>第2節 本管清掃</p> <p>3 本管清掃は、原則として下流人孔から作業し、上流から下流にから上流に向かい行う。</p> <p>4 土砂運搬は、原則として揚泥車とする。</p>

57	<p>第8章 清掃業務</p> <p>第4節 取付管閉塞修理</p> <p>1 取付管閉塞修理業務は、取付管閉塞修理・取付管閉塞調査および休日待機とし、作業内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 取付管閉塞修理</p> <p>ア 本業務は、申請者宅の排水設備取付管を修理した場合に適用する。ただし、次の場合は当局との協議による。</p> <p>(ア) 作業を行ったが、閉塞修理ができなかった場合</p> <p>(イ) 施行した取付管が、雨水ますまたは街きよますの場合</p> <p>(2) 取付管閉塞調査</p> <p>(3) 休日待機</p>	59	<p>第8章 清掃業務</p> <p>第4節 取付管閉塞修理</p> <p>1 取付管閉塞修理業務は、取付管閉塞修理・取付管閉塞応急処置・取付管閉塞調査および休日待機とし、作業内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 取付管閉塞修理</p> <p>ア 本業務は、申請者宅の排水設備取付管を修理した場合に適用する。ただし、次の場合は当局との協議による。ただし、取付管閉塞応急処置をした後、後日改めて該当箇所を閉塞修理する場合にも適用する。施行した取付管が、雨水ますまたは街渠ますの場合は、当局との協議による。</p> <p>(ア) 作業を行ったが、閉塞修理ができなかった場合</p> <p>(イ) 施行した取付管が、雨水ますまたは街きよますの場合</p> <p>(2) 取付管閉塞応急処置</p> <p>ア 本業務は、取付管閉塞修理の作業を行ったが、諸事情により、閉塞修理を完了する前に作業を中断した場合に適用する。ただし、作業を中断する場合においても、少なくとも開庁日から1週間を経るまでは流下機能を確保するように努めるものとし、緊急に対応が必要と認められる場合には、当局にすみやかに連絡すること。</p> <p>(3) 取付管閉塞調査</p> <p>(4) 休日待機</p>
----	--	----	---

59	<p>第8章清掃業務</p> <p>第5節 その他清掃</p> <p>1 取付管突出切削・木根除去およびモルタル除去は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本業務は、維持管理の支障となる症状がある場合、その障害物（取付管・木根およびモルタル）を除去する。</p> <p>(2) 除去物については、下流に流下させてはならない。</p> <p>(3) 施行に使用する機材については、監督員の承諾を得る。</p>	60	<p>第8章清掃業務</p> <p>第5節 その他清掃</p> <p>1 取付管突出切削・木根除去およびモルタル除去は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本業務は、維持管理の支障となる症状がある場合、その障害物（取付管・木根およびモルタル）を除去する。</p> <p>(2) 木根除去応急処置は、除去作業を行ったが、諸事情により、除去を完了する前に作業を中断した場合に適用する。ただし、作業を中断する場合においても、少なくとも開庁日から1週間を経るまでは流下機能を確保するように努めるものとし、緊急に対応が必要と認められる場合には、当局にすみやかに連絡すること。</p> <p>(3) 木根除去応急処置をした後、後日改めて該当箇所を除去作業し完了した場合、木根除去もしくはモルタル除去を適用する。</p> <p>(4) 除去物については、下流に流下させてはならない。</p> <p>(5) 施行に使用する機材については、監督員の承諾を得る。</p>
62	<p>第9章 報告書作成要領</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>10 台帳変更報告書（様式12）</p> <p>(4) 台帳変更報告書（様式12別表）</p> <p>カ 備考欄に施設番号などが表示された場合、変更施設の調査情報に誤りがあるため確認する。</p> <p>11 技術システム課に送付する調査結果図などには、次の報告図書を添付する。</p> <p>(3) 調査図出図依頼書（様式15）</p> <p>ア 本報告書は次の場合に作成する。</p> <p>エ 施設情報の要否欄には、施設情報が必要な場合、「要」に「○」を記入する。</p>	64	<p>第9章 報告書作成要領</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>10 台帳変更報告書（様式12）</p> <p>(4) 台帳変更報告書（様式12別表）</p> <p>カ 特記備考欄に施設番号などが表示された場合、変更施設の調査情報に誤りがあるため確認する。</p> <p>11 技術システム課に送付する調査結果図などには、次の報告図書を添付する。</p> <p>(3) 調査図出図依頼書（様式15）</p> <p>ア 本依頼書本報告書は次の場合に作成する。</p> <p>エ 施設情報の要否欄には、施設情報が必要な場合、「要」に「○」を記入し、情報を必要とする管きよの場所がわかる図面を添付する。</p>

74	<p>第9章 報告書作成要領</p> <p>第2節 本管調査</p> <p>3 本管調査表（様式4）</p> <p>(6)部位欄には、次のとおり記入する。管きょ施設は、継手・管体および取付管の各部位に区分する。なお、管口部は、継手部位欄に含む。</p> <p>キ 写真番号欄には、次の事項を記入する。</p>	76	<p>第9章 報告書作成要領</p> <p>第2節 本管調査</p> <p>3 本管調査表（様式4）</p> <p>(6)部位欄には、次のとおり記入する。管きょ施設は、継手・管体および取付管の各部位に区分する。なお、管口部は、継手部位欄に含む。</p> <p>キ 写真番号欄には、次の事項を記入する。ただし、展開図化式（広角）テレビカメラを使用して調査した管きょについては、(カ)の事項を適用する。</p> <p>(カ) 展開図化式（広角）テレビカメラを使用して調査した管きょの展開画像は、管頂部で展開した画像とする。</p>
----	--	----	---

追加

80 第9章 報告書作成要領
第2節 本管調査

5 本管調査不能箇所

本管調査の調査不能箇所については、以下の様式ファイル(ファイル名は、「本管調査不能箇所」とする)を作成し、報告書ディレクトリ(REPORT)にPDF形式で格納すること。また、オリジナルファイル(Excel等)については、報告書ディレクトリ(REPORT)内のオリジナルファイルディレクトリ(ORG)に格納すること。

施設番号	行政区	内径幅(mm)	内径高(mm)	延長(m)	調査不能理由	中大口径カメラ調査の可否
K123456789	〇〇区	300	300	30.0	水量が多いため	—
K234567890	〇〇区	800	800	40.0	流速が速いため	×
K345678901	〇〇区	800	800	50.0	流速が速いため	○

83 第9章 報告書作成要領
第4節 取付管調査

2 取付管調査集計表(様式10)

(9)調査場所については、次のとおりとする。

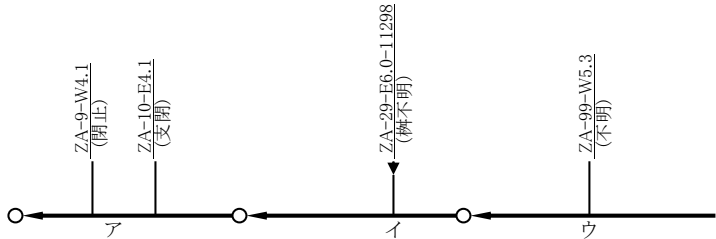
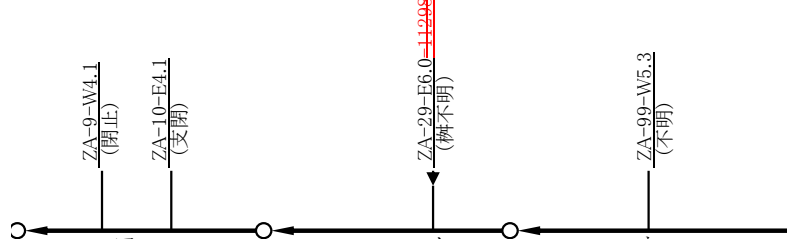
ウ 使用者名欄および水栓番号欄には、排水設備取付管を調査した場合に記入する。なお、水栓番号は、区および装置種別を除いた下6桁とし、複数ある場合は最小のものを代表して記入する。

85 第9章 報告書作成要領
第4節 取付管調査

2 取付管調査集計表(様式10)

(9)調査場所については、次のとおりとする。

ウ 使用者名欄~~および水栓番号欄~~には、排水設備取付管を調査した場合に記入する。~~なお、水栓番号は、区および装置種別を除いた下6桁とし、複数ある場合は最小のものを代表して記入する。~~

87	<p>第10章 図面作成要領</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2 貸与する図面に図示されていない道路がある場合、または図示されている道路形態が現地の道路形態と変更がある場合は、監督員が指示する方法で調製し図示する。ただし、道路形態に変更（道路幅復員の変更・新設道路の追加および歩道の追加など）があった場合は、その幅員を、記載すること。</p> <p>3 メッシュ図郭線とは、下水道台帳管理システムにおける図面単位の区切り線で、台帳図(1/500)の図面区切りの線をいう。</p>	90	<p>第10章 図面作成要領</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2 貸与する図面に図示されていない道路がある場合、または図示されている道路形態が現地の道路形態と変更がある場合は、監督員が指示する方法で調製し図示する。ただし、道路形態に変更（道路幅復員の変更・新設道路の追加および歩道の追加など）があった場合は、その幅員を、記載すること。</p> <p>3 メッシュ図郭線とは、マッピングシステム下水道台帳管理システムにおける図面単位の区切り線で、台帳図(1/500)の図面区切りの線をいう。</p>
91	<p>第10章 図面作成要領</p> <p>第2節 本管調査</p> <p>2 本管調査図（取付配置図）</p> <p>(5) 調査箇所で、ますが確認できない場合は、次のとおりとする。（図10-5「本管調査図（取付配置図）記載例」参照）</p>  <p>図10-5 本管調査図（取付配置図）記載例</p>	94	<p>第10章 図面作成要領</p> <p>第2節 本管調査</p> <p>2 本管調査図（取付配置図）</p> <p>(5) 調査箇所で、ますが確認できない場合は、次のとおりとする。（図10-5「本管調査図（取付配置図）記載例」参照）</p>  <p>図10-5 本管調査図（取付配置図）記載例</p>

94

第10章 図面作成要領

第3節 人孔調査

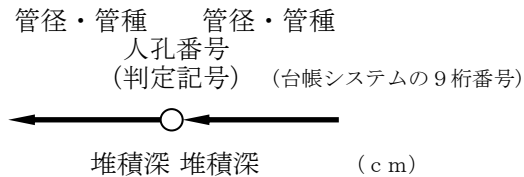
1 人孔調査図（調査結果図）

(4) 記載すべき事項は、次のとおりとする。

エ 平面図の記載方法については、次のとおり行う。

(イ) 施設番号図は、図10-6「人孔調査図（調査結果図）記載例」のとおりとする。

表示内容の凡例



調査結果図（記入例）

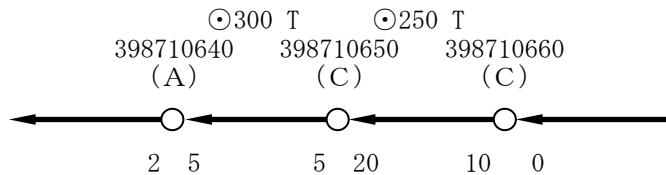


図10-6 人孔調査図（調査結果図） 記載例

97

第10章 図面作成要領

第3節 人孔調査

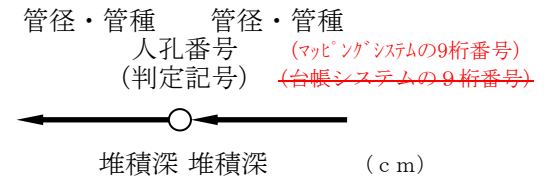
1 人孔調査図（調査結果図）

(4) 記載すべき事項は、次のとおりとする。

エ 平面図の記載方法については、次のとおり行う。

(イ) 施設番号図は、図10-6「人孔調査図（調査結果図）記載例」のとおりとする。

表示内容の凡例



調査結果図（記入例）

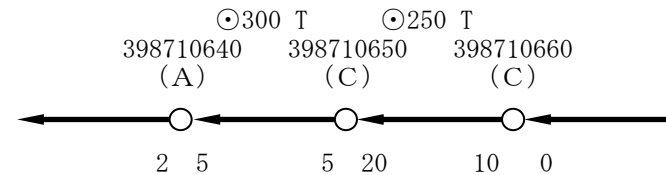


図10-6 人孔調査図（調査結果図） 記載例

第4節 取付管調査

3 取付管調査図（配置図）

(3) 平面図の記載方法は、図10-7「取付管調査図（配置図）記載例」のとおりとする。なお、取付管接続先の本管を赤色で塗色し、本管注記を赤色で囲うこと。

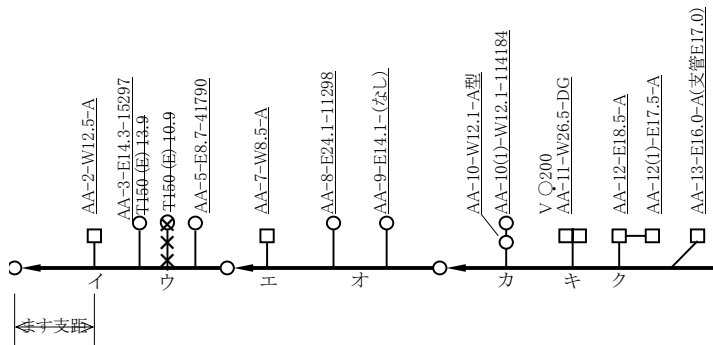


図10-7 取付管調査図（配置図）記載例

(4) 取付管の表示は、図10-8「取付管記入例」のとおりとする。なお、項目はすべて記載すること。

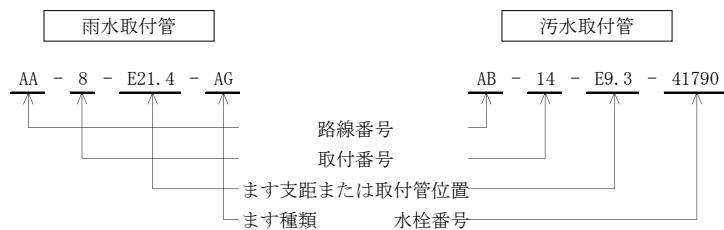


図10-8 取付管記入例

オ 汚水ますについては、監督員が指示する方法で水栓番号を調査し、記入する。ただし、判明しない場合は、「なし」と記入する。

第4節 取付管調査

3 取付管調査図（配置図）

(3) 平面図の記載方法は、図10-7「取付管調査図（配置図）記載例」のとおりとする。なお、取付管接続先の本管を赤色で塗色し、本管注記を赤色で囲うこと。

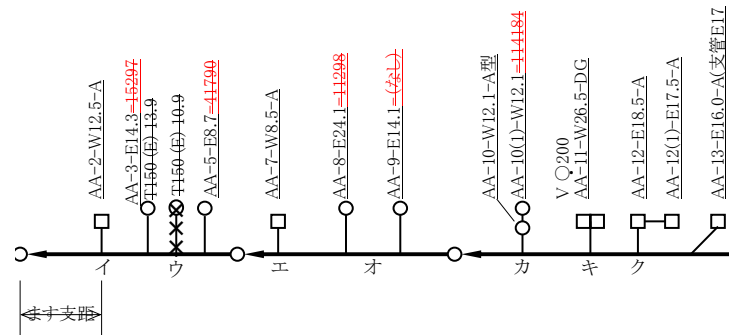


図10-7 取付管調査図（配置図）記載例

(4) 取付管の表示は、図10-8「取付管記入例」のとおりとする。なお、項目はすべて記載すること。

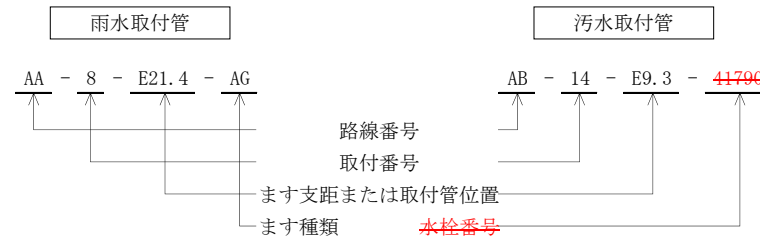


図10-8 取付管記入例

~~オ 汚水ますについては、監督員が指示する方法で水栓番号を調査し、記入する。ただし、判明しない場合は、「なし」と記入する。~~

カ 採水ますについては、その規格および種別を記入する。

キ 取付管の管径および管種については、すべて記入する。なお、管種および管径が途中で変わる場合は、症状の如何にかかわらず長い方の管種および管径を記入する。

ク 中間ますがあり「1取付箇所」に複数の調査区間がある場合については、本管または人孔に接続する調査区間を本番号とし、それに続く調査区間に枝番号を記入する。(様式10「取付番号」欄には「(n)」(nは枝番号)と表示する。)

(7) 調査箇所において取付ますが確認できない場合は、次のとおりとする。

(図10-9「取付管調査図(配置図)記載例」参照)

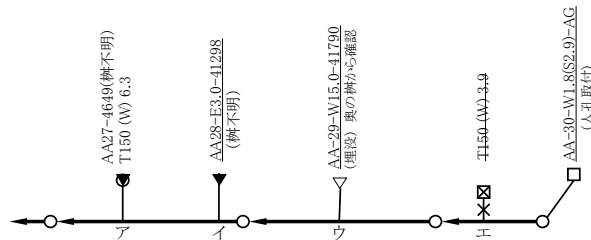


図10-9 取付管調査図(配置図)記載例

ア 基図に取付ますの表示があるが、調査箇所ですますの確認ができない場合、ます施設記号を「▼」とし、路線番号・取付番号および水栓番号を記入するとともに調査不能の理由「柵不明」を記入する。なお、ます支距などは変更しない。

~~オ~~ 採水ますについては、その規格および種別を記入する。

~~カ~~ 取付管の管径および管種については、すべて記入する。なお、管種および管径が途中で変わる場合は、症状の如何にかかわらず長い方の管種および管径を記入する。

ク 中間ますがあり「1取付箇所」に複数の調査区間がある場合については、本管または人孔に接続する調査区間を本番号とし、それに続く調査区間に枝番号を記入する。

(7) 調査箇所において取付ますが確認できない場合は、次のとおりとする。

(図10-9「取付管調査図(配置図)記載例」参照)

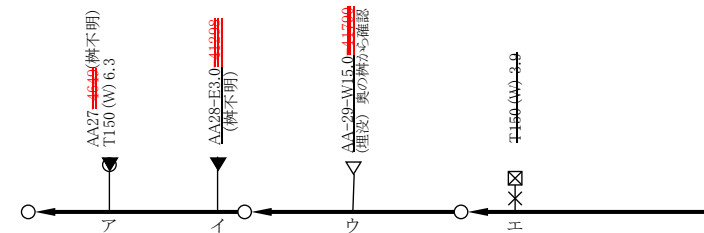


図10-9 取付管調査図(配置図)記載例

ア 基図に取付ますの表示があるが、調査箇所ですますの確認ができない場合、ます施設記号を「▼」とし、路線番号および取付番号および水栓番号を記入するとともに調査不能の理由「柵不明」を記入する。なお、ます支距などは変更しない。

107	<p>第1 1章 撮影記録要領 第3節 写真撮影記録 2 撮影箇所および頻度 (2) 本管調査 ア テレビカメラ調査の場合は、ビデオ画像から評価3（中度）以上をすべて撮影する。なお、評価2（軽度）においても必要に応じ撮影する。</p>	110	<p>第1 1章 撮影記録要領 第3節 写真撮影記録 2 撮影箇所および頻度 (2) 本管調査 ア テレビカメラ調査の場合は、ビデオ画像から評価3（中度）以上をすべて撮影する。なお、評価2（軽度）においても必要に応じ撮影する。ただし、展開図化式（広角）テレビカメラを使用して調査した場合は、写真の撮影を省略できるものとする。</p>
111	<p>第1 1章 撮影記録要領 第4節 ビデオ撮影記録 2 撮影箇所および頻度 (1) 本管調査 ウ テレビカメラによる調査は、本管内に本管調査用テレビカメラを挿入し、移動しながら直視撮影を行い、映像記録媒体に記録する。上記ウについて、本管調査用展開図化式（広角）テレビカメラを挿入し、移動しながら撮影を行い、映像記録媒体に記録する方法でもよい。</p>	114	<p>第1 1章 撮影記録要領 第4節 ビデオ撮影記録 2 撮影箇所および頻度 (1) 本管調査 ウ テレビカメラによる調査は、本管内に本管調査用テレビカメラを挿入し、移動しながら直視撮影を行い、映像記録媒体に記録する。管内の異常および取付管については、側視撮影にて映像記録媒体に記録する。 エ 管内の異常および取付管については、側視撮影にて映像記録媒体に記録する。上記ウについて、本管調査用展開図化式（広角）テレビカメラを挿入し、移動しながら撮影を行い、映像記録媒体に記録する方法でもよい。</p>

112	<p>第12章 電子媒体 第1節 一般事項</p> <p>4 電子媒体および電子情報などについて疑義がある場合は、監督員と協議し、その指示に従う。</p> <p><参考> 下水管路施設調査システム稼働条件 対応OS : Microsoft Windows7(32Bit)またはWindows8(32Bit)</p>	116	<p>第12章 電子媒体 第1節 一般事項</p> <p>4 電子媒体および電子情報などについて疑義がある場合は、監督員と協議し、その指示に従う。</p> <p><参考> 下水管路施設調査システム稼働条件 対応OS : Microsoft Windows7(32Bit)またはWindows8(32Bit) または Windows10(32Bit)</p>
114	<p>第12章 電子媒体 第2節 電子情報格納方法</p> <p>5 各ディレクトリおよびサブディレクトリに格納するファイルは、次のとおりとする。</p> <p>(8) 「OTHERS」ディレクトリには、次の電子情報を格納する。 なお、ファイル形式は、報告書ファイルと同様PDF形式とし、写真などがある場合は、その報告書などに貼り付けるなどして、同種の報告書は可能な限り1ファイルに納める。ただし、これら報告書のオリジナルファイルは、原則として電子媒体に格納しない。 カ 次の書類の電子情報については、原則として格納する。 (エ) 調査不能スパンの理由</p>	118	<p>第12章 電子媒体 第2節 電子情報格納方法</p> <p>5 各ディレクトリおよびサブディレクトリに格納するファイルは、次のとおりとする。</p> <p>(8) 「OTHERS」ディレクトリには、次の電子情報を格納する。 なお、ファイル形式は、報告書ファイルと同様PDF形式とし、写真などがある場合は、その報告書などに貼り付けるなどして、同種の報告書は可能な限り1ファイルに納める。ただし、これら報告書のオリジナルファイルは、原則として電子媒体に格納しない。 カ 次の書類の電子情報については、原則として格納する。 (エ) 調査不能スパンの理由 ・代替スパン協議等</p>

122	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第2節 施行指示</p> <p>1 受注者は、監督員から通知を受けた後、立会などにより工種、施行数量、工期、作業方法などを確認する。</p> <p>2 受注者は、原則として指示書の交付を受けた後、着手し、工期内に業務を完了する。</p> <p>3 受注者は、工種・施行数量・工期・作業方法などに疑義がある場合は、監督員と協議する。また、現場の状況などでこれらをやむを得ず変更する必要がある場合は、監督員の承諾を得る。</p>	126	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第2節 施行指示</p> <p>1 受注者は、監督員から通知を受けた後、立会などにより工種、施行数量、履行期間工期、作業方法などを確認する。</p> <p>2 受注者は、原則として指示書の交付を受けた後、着手し、履行期間工期内に業務を完了する。</p> <p>3 受注者は、工種・施行数量・履行期間工期・作業方法などに疑義がある場合は、監督員と協議する。また、現場の状況などでこれらをやむを得ず変更する必要がある場合は、監督員の承諾を得る。</p>
123	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第6節 その他</p> <p>1 施行時に監督員からの指示により施行内容が変更になった場合は、別紙委託単契様式の「委託業務（単価契約）指示内容の変更届」を作成し、すみやかに監督員へ提出すること。</p> <p>2 施行を指示した時間により、別紙委託単契様式の「委託業務（単価契約）指示内容の変更届」、「委託業務完了届」、「内訳書」、「出来高内訳書」の備考欄に夜間施行（略称「夜間」）と記載すること。</p>	127	<p>第13章 単価契約取扱要領</p> <p>第6節 その他</p> <p>1 施行時に監督員からの指示により施行内容が変更になった場合は、別紙委託単契様式の「委託業務（単価契約）指示内容の変更届」を作成し、すみやかに監督員へ提出すること。</p> <p>2 施行を指示した時間により午後8時より翌日の午前6時までに施行したものについては、別紙委託単契様式の「委託業務（単価契約）指示内容の変更届」、「委託業務完了届」、「内訳書」、「出来高内訳書」の備考欄に夜間施行（略称「夜間」）と記載すること。</p>

129

付 録

契約関係書類一覧表

契約関係書類一覧表

区 分	書 類 名	様式番号	部数	備 考
着手関係	委託業務着手届	1	4	とじる
	委託業務工程表	2	4	
	現場代理人・主任技術者選任届	3	4	
	再委託届	5	4	いずれか
	建設業退職金共済制度掛金収納届	6	1	
	建設業退職金共済制度適用除外届	7	1	
	変更関係	履行期間変更申請書	8	4
委託業務工程表・現場代理人等変更届		9	4	
委託業務変更工程表		10	4	
現場代理人・主任技術者変更届		11	4	
完了関係	委託業務完了届	16	4	
その他	安全衛生管理体制・緊急連絡体制届	18	2	
	法定外保険加入届	19	1	(写し可)
	請求書		1	

※上記における様式番号は当局の「委託契約関係様式」の様式番号である。

133

付 録

契約関係書類一覧表

契約関係書類一覧表

区 分	書 類 名	様式番号	部数	備 考
着手関係	委託業務着手届	1	4	とじる
	委託業務工程表	2	4	
	現場代理人・主任技術者選任届	3	4	
	再委託届	5	4	いずれか
	建設業退職金共済制度掛金収納届	6	1	
	建設業退職金共済制度適用除外届	7	1	
	変更関係	履行期間変更申請書	8	4
委託業務工程表・現場代理人等変更届		9	4	
委託業務変更工程表		10	4	
現場代理人・主任技術者変更届		11	4	
完了関係	委託業務完了届	16	4	
その他	安全衛生管理体制・緊急連絡体制届	18	2	
	法定外保険加入届	19	1	(写し可)
	請求書		1	

※上記における様式番号は当局の「委託契約関係様式」の様式番号である。

152 付 録

報告書様式集

調査業務委託報告書（様式14）

調査業務委託報告書（様式14）

平成 年 月 日

（技術システム課 提出用）

調 査 業 務 委 託 報 告 書

受注者記入欄

件名	
メッシュ番号	
契約番号	
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
受注者	
調査年度	平成 年度 (西暦 年度)
担当事務所	管路センター 下水維持 係
調査種別	1：本管調査 (本管調査のみの場合) 2：本管調査+取付管調査 (本管調査と取付管調査を行う場合) 3：取付管調査(道路全幅) (取付管調査のみの場合で、道路の両側を調査する場合) 4：取付管調査(道路片幅) (取付管調査のみの場合で、道路の片側のみを調査する場合) 5：その他 (上記に該当しない調査を行う場合)
調査取付管のます種別 (調査種別が1~4の場合に記入)	
取付ます	箇所
雨水ます(特殊を含む)	箇所
街きよます(特殊を含む)	箇所
その他	箇所
計	箇所

図面情報第二係 記入欄

処理番号			
作業開始日	年 月 日	作業終了日	年 月 日
作業者名			

156 付 録

報告書様式集

調査業務委託報告書（様式14）

調査業務委託報告書（様式14）

平成 年 月 日

（技術システム課 提出用）

調 査 業 務 委 託 報 告 書

受注者記入欄

件名	
メッシュ番号	
契約番号	
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
受注者	
調査年度	平成 年度 (西暦 年度)
担当事務所	管路センター 下水維持 係
調査種別	1：本管調査 (本管調査のみの場合) 2：本管調査+取付管調査 (本管調査と取付管調査を行う場合) 3：取付管調査(道路全幅) (取付管調査のみの場合で、道路の両側を調査する場合) 4：取付管調査(道路片幅) (取付管調査のみの場合で、道路の片側のみを調査する場合) 5：その他 (上記に該当しない調査を行う場合)
調査取付管のます種別 (調査種別が1~4の場合に記入)	
取付ます	箇所
雨水ます(特殊を含む)	箇所
街きよます(特殊を含む)	箇所
その他	箇所
計	箇所

図面情報**第三**係 記入欄

処理番号			
作業開始日	年 月 日	作業終了日	年 月 日
作業者名			

153

付 録

報告書様式集

調査図出図依頼書（様式15）

調査図出図依頼書（様式15）

平成 年 月 日

調 査 図 出 図 依 頼 書

（あて先）

上下水道局技術本部計画部技術システム課長

受注業者名

代理人

（TEL）

印

契約番号		履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
委託件名					
出図するメッシュの番号					
担当者	管路センター	下水維持 係			印
図面種類	施設番号図 樹・取付管図 ※必要図面種類に「O」を付すこと。				
施設情報の要否	要	・	否	※「要」とした場合は、施設情報を貸与するためのCDを持参すること。	
図面引取希望日	平成 年 月 日	引き取り確認			

図面情報第二係 記入欄

縮尺	1/500	用紙種別	普通紙	用紙サイズ	定形
出図色	白黒	焼き付け方法	普通	枚数	各1
出図日	年 月 日		作業者名		

157

付 録

報告書様式集

調査図出図依頼書（様式15）

調査図出図依頼書（様式15）

平成 年 月 日

調 査 図 出 図 依 頼 書

（あて先）

上下水道局技術本部計画部技術システム課長

受注業者名

代理人

（TEL）

印

契約番号		履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
委託件名					
出図するメッシュの番号					
担当者	管路センター	下水維持 係			印
図面種類	施設番号図 樹・取付管図 ※必要図面種類に「O」を付すこと。				
施設情報の要否	要	・	否	※「要」とした場合は、施設情報を貸与するためのCDを持参すること。また、施設場所がわかる図面等を添付すること。	
図面引取希望日	平成 年 月 日	引き取り確認			

図面情報第二係 記入欄

縮尺	1/500	用紙種別	普通紙	用紙サイズ	定形
出図色	白黒	焼き付け方法	普通	枚数	各1
出図日	年 月 日		作業者名		

186 付 録

報告書記入例（調査）

調査図出図依頼書（様式15）

調査図出図依頼書（様式15）

平成29年12月 1日

調 査 図 出 図 依 頼 書

（あて先）

上下水道局技術本部計画部技術システム課長

受注業者名 ○○建設㈱名古屋支店

代理人 ○ ○ ○ ○

(TEL) ○○○-○○○

印

契約番号	2017-9-999-99-100-A	履行期間	平成29年12月 1日～平成30年 3月31日		
委託件名	東部管路センター管内下水道本調査業務委託				
出図するメッシュの番号					
4059	4460	4759	4261		
4158	4461	4761	4260		
4159	4463	4762	4361		
4160	4559	4767	4561		
4161	4565	4768			
4258	4566	4860			
4259	4567	4865			
4359	4659	4866			
4363	4661	4867			
4459	4668	4568			
担当者	東部管路センター	下水維持係	○ ○ ○ ○		印
図面種類	<input checked="" type="checkbox"/> 施設番号図 <input checked="" type="checkbox"/> 樹・取付管図 ※必要図面種類に「○」を付すこと。				
施設情報の要否	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 否	※「要」とした場合は、施設情報を覚えるためのCDを持参すること。また、施設の場所がわかる図面等を添付すること。		
図面引取希望日	平成29年12月 8日	引き取り確認			

※担当者の確認印なきものは受理しない。

図面情報第二係 記入欄

縮尺	1/500	用紙種別	普通紙	用紙#	定形
出図色	白黒	焼き付け方法	普通	枚数	各1
出図日	年 月 日	作業者名			

191 付 録

報告書記入例（調査）

調査図出図依頼書（様式15）

調査図出図依頼書（様式15）

平成29年12月 1日

調 査 図 出 図 依 頼 書

（あて先）

上下水道局技術本部計画部技術システム課長

受注業者名 ○○建設㈱名古屋支店

代理人 ○ ○ ○ ○

(TEL) ○○○-○○○

印

契約番号	2017-9-999-99-100-A	履行期間	平成29年12月 1日～平成30年 3月31日		
委託件名	東部管路センター管内下水道本調査業務委託				
出図するメッシュの番号					
4059	4460	4759	4261		
4158	4461	4761	4260		
4159	4463	4762	4361		
4160	4559	4767	4561		
4161	4565	4768			
4258	4566	4860			
4259	4567	4865			
4359	4659	4866			
4363	4661	4867			
4459	4668	4568			
担当者	東部管路センター	下水維持係	○ ○ ○ ○		印
図面種類	<input checked="" type="checkbox"/> 施設番号図 <input checked="" type="checkbox"/> 樹・取付管図 ※必要図面種類に「○」を付すこと。				
施設情報の要否	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 否	※「要」とした場合は、施設情報を覚えるためのCDを持参すること。また、施設の場所がわかる図面等を添付すること。		
図面引取希望日	平成29年12月 8日	引き取り確認			

※担当者の確認印なきものは受理しない。

図面情報係 記入欄

縮尺	1/500	用紙種別	普通紙	用紙#	定形
出図色	白黒	焼き付け方法	普通	枚数	各1
出図日	年 月 日	作業者名			

193

付 録

入力項目一覧表

NO. 2 本管調査 (取付項目)

本管調査 (詳細項目)

No.3	項目名	入力	台帳	DB	link	code	check	備考
1	管渠番号				2-3			
2	管径	○						
3	管種	○				F		
4	部位	○				J		
5	番号	○						
6	位置	○						
7	支障範囲	○						
8	症状	○				G		
9	評価	○				D		
10	写真番号	○						

本管調査 (取付項目)

No.4	項目名	入力	台帳	DB	link	code	check	備考
1	管渠番号				2-3			
2	取付管番号							
3	路線番号	○						
4	取付番号	○						任意
5	取付状態	○				K		
6	症状	○				G		
7	評価	○				D		
8	位置	○						
9	管径	○						
10	管種	○				F		
11	写真番号	○						
12	取付方向	○				L		
13	行政区	○				C		
14	町名	○						
15	使用者	○						
16	水栓番号	○						
17	樹種別	○				S		
18	蓋種別	○				T		
19	起点人孔				2-4			
20	方位	○				U		
21	距離	○						
22	樹位置	○				W		
23	接続種別	○				V		
24	判定					E		
25	備考	○						

198

付 録

入力項目一覧表

NO. 4 本管調査 (取付項目)

本管調査 (詳細項目)

No.3	項目名	入力	台帳	DB	link	code	check	備考
1	管渠番号				2-3			
2	管径	○						
3	管種	○				F		
4	部位	○				J		
5	番号	○						
6	位置	○						
7	支障範囲	○						
8	症状	○				G		
9	評価	○				D		
10	写真番号	○						

本管調査 (取付項目)

No.4	項目名	入力	台帳	DB	link	code	check	備考
1	管渠番号				2-3			
2	取付管番号							
3	路線番号	○						
4	取付番号	○						任意
5	取付状態	○				K		
6	症状	○				G		
7	評価	○				D		
8	位置	○						
9	管径	○						
10	管種	○				F		
11	写真番号	○						
12	取付方向	○				L		
13	行政区	○				C		
14	町名	○						
15	使用者	○						
16	水栓番号	⊖						入力不要
17	樹種別	○				S		
18	蓋種別	○				T		
19	起点人孔				2-4			
20	方位	○				U		
21	距離	○						
22	樹位置	○				W		
23	接続種別	○				V		
24	判定					E		
25	備考	○						